

浜松市西部清掃工場更新事業

要求水準書

(管理運営業務編)

令和6年4月

浜松市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 本書の位置付け	1
第2節 一般概要	1
1 事業名称	1
2 業務実施場所	1
3 対象施設	1
4 業務内容	2
5 業務期間	2
6 本施設の基本性能	2
第3節 一般事項	3
1 本書の遵守	3
2 関係法令等の遵守	3
3 生活環境影響調査の遵守等	3
4 本市への報告・協力	3
5 関係官公署への報告・届出	3
6 一般廃棄物処理実施計画の遵守	3
7 本市の検査	3
8 実施状況のモニタリング	3
9 関係官公署の指導等	3
10 労働安全衛生・作業環境管理	4
11 緊急時対応	4
12 急病等への対応	5
13 災害発生時の協力	5
14 地元雇用・地域貢献	5
15 個人情報保護	5
16 保険	5
17 業務実施計画書及び業務計画書の作成	6
第4節 管理運営条件	8
1 本業務に関する図書	8
2 提案書の変更	8
3 要求水準書記載事項	8
4 契約金額の変更	8
5 本業務期間終了時の引渡し条件	8

第2章 管理運営体制	11
1 業務実施体制	11
2 有資格者の配置運営	11
3 連絡体制	11
第3章 受付業務	12
1 受付管理	12
2 案内・指示	12
3 受付時間	12
第4章 運転管理業務	14
第1節 運転条件	14
1 処理対象物	14
2 処理能力	14
3 公害防止基準	14
4 用役条件	14
5 年間運転日数	14
6 運転時間	14
7 重機類・車両等の仕様	14
第2節 稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力	15
第3節 搬入廃棄物の性状分析	15
第4節 搬入管理	15
第5節 適正運転	15
第6節 搬出物の保管及び積み込み	16
第7節 搬出物の性状分析	16
第8節 運転計画の作成	16
第9節 運転管理マニュアルの作成	16
第5章 維持管理業務	17
第1節 点検・検査	17
1 点検・検査計画の作成	17
2 点検・検査の実施	17
第2節 補修	17

1 補修計画の作成.....	17
2 補修の実施.....	18
第3節 精密機能検査.....	18
第4節 機器等の更新.....	19
第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施.....	19
第6節 改良保全.....	19
第6章 環境管理業務.....	20
第1節 環境保全.....	20
1 環境保全基準.....	20
2 環境保全計画.....	20
第2節 作業環境.....	20
1 作業環境保全基準.....	20
2 作業環境保全計画.....	20
第7章 物品・用役調達業務.....	21
第1節 物品・用役の調達・管理.....	21
第8章 運搬業務.....	22
第1節 運搬業務の条件.....	22
第9章 資源化業務.....	23
第1節 資源化業務の条件.....	23
第10章 余熱利用業務.....	24
第1節 売電の事務手続き及び発電条件.....	24
第2節 隣接する水泳場への余熱供給.....	24
第11章 啓発業務.....	25
第1節 啓発の条件.....	25
第2節 啓発業務の計画・実施.....	25

第3節 見学者対応	26
第12章 情報管理業務	27
第1節 運転管理記録報告	27
第2節 点検・検査報告	27
第3節 補修・更新報告	27
第4節 環境保全報告	27
第5節 作業環境保全報告	27
第6節 調達結果報告	28
第7節 運搬報告	28
第8節 資源化報告	28
第9節 余熱供給報告	28
第10節 施設情報管理	28
第11節 啓発報告	28
第12節 本施設の管理運営の記録に関する報告	28
第13節 その他管理記録報告	29
第14節 財務状況報告	29
第13章 関連業務	30
第1節 清掃	30
第2節 植栽管理	30
第3節 防火管理・防災管理	30
第4節 警備・防犯	30
第5節 住民対応	30
第6節 資源物の回収集積及び売却	30

第1章 総 則

第1節 本書の位置付け

本「浜松市西部清掃工場更新事業 要求水準書(管理運営業務編)」(以下、「本書」という。)は、浜松市(以下、「本市」という。)が、「浜松市西部清掃工場更新事業」(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者の募集・選定にあたり、入札参加者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、「浜松市西部清掃工場更新事業 要求水準書(設計建設業務編)」(以下、「要求水準書(設計建設業務編)」という。)に基づき整備される各施設に関する管理運営業務(以下、個別に又は総称して、「本業務」という。)の各業務に関して、本市が本事業に係る基本契約に基づき、管理運営委託契約を締結する民間事業者(以下「運営事業者」という。),「運搬に係る三者契約」を運営事業者と三者で締結する民間事業者(以下、「運搬企業」という。),「資源化に係る三者契約」を運営事業者と三者で締結する民間事業者(以下、「資源化企業」という。)に対して要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、管理運営にあたっては、本要求水準書を上回って行うことを妨げるものでなく、明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任において補足・完備させなければならない。

また、本市は本書の内容を、事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

第2節 一般概要

1 事業名称

浜松市西部清掃工場更新事業

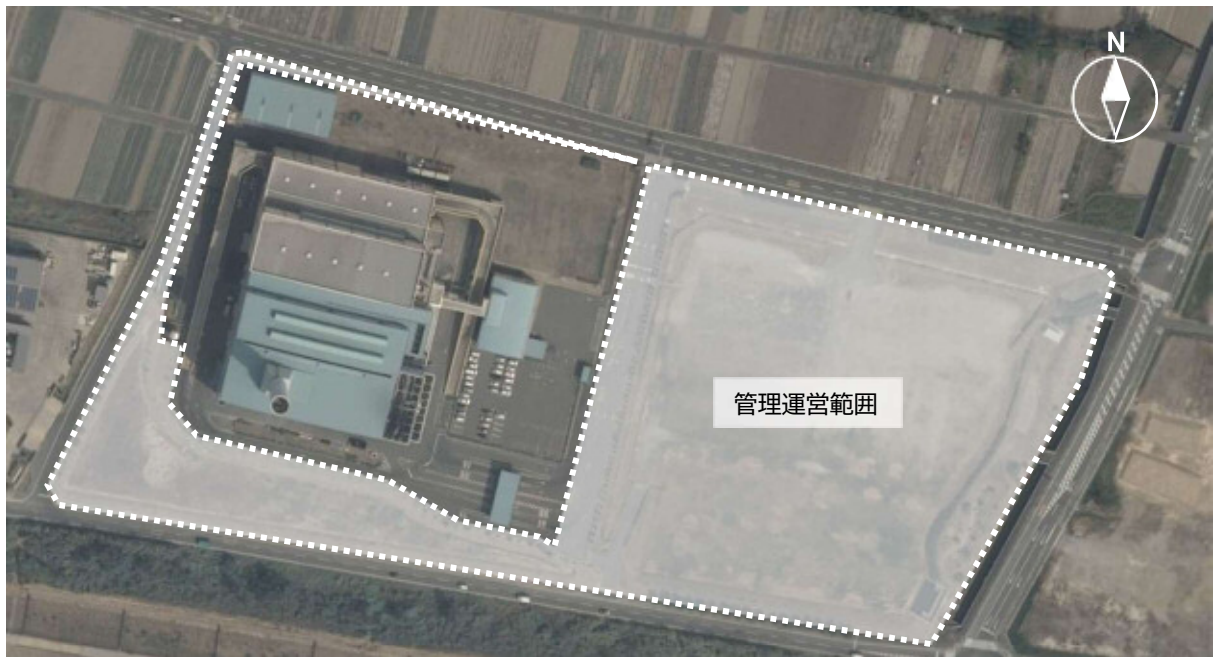
2 業務実施場所

静岡県浜松市中央区篠原町 26098 番地の 1

3 対象施設

本業務の対象施設(以下、「本施設」という。)は、以下のとおりである。

- (1) 要求水準書(設計建設業務編)において本事業に係る基本契約に基づく建設工事請負契約を締結する民間事業者(以下、「建設事業者」という。)が整備する施設
- (2) 現工場で運営事業者が管理運営を実施する範囲の一部(構内道路、植栽、保全型ビオトープ、門・囲障を含む)



Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved

図 1 運営事業者が管理運営を実施する範囲(点線枠内)

4 業務内容

本業務は、本書に示すとおりである。なお、本書に明記されていない事項であっても、本施設を管理運営するために必要と認められるものについては、全て運営事業者の費用と責任において対応すること。

5 業務期間

本業務の管理運営期間(以下、「本業務期間」という。)は、令和 11(2029)年 4 月 1 日から令和 31(2049)年 3 月 31 日までとする。

6 本施設の基本性能

本書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、要求水準書(設計建設業務編)「第 1 章 第 14 節 正式引渡し」に示す正式引渡し時において、確認される施設の性能である。運営事業者は、業務期間中、本施設の基本性能を維持しなければならない。

第3節 一般事項

1 本書の遵守

運営事業者は、本書に記載される要件を遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、関係法令等(要求水準書(設計建設業務編)「第1章 第3節 1 関係法令の遵守」及び本業務に関連する法令)を遵守すること。

3 生活環境影響調査の遵守等

運営事業者は、浜松市西部清掃工場更新に係る生活環境影響調査書の内容を遵守すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議のうえ、対策を講じること。

4 本市への報告・協力

運営事業者は、本業務に関して、本市が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。なお、本市が実施予定の現工場の解体工事及び跡地利用に係る事業等を行う場合、本市の要請に基づき、協力すること。

運営事業者は、定期的な報告は「第12章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「第1章 第3節 11 緊急時対応」に基づくこと。

5 関係官公署への報告・届出

本市が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、本市の指示に従って、運営事業者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て運営事業者が負担すること。

運営事業者が行う管理運営に係る報告、届出等に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

6 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める浜松市一般廃棄物処理実施計画を遵守すること。

7 本市の検査

本市が運営事業者の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行うときは、運営事業者は、その検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8 実施状況のモニタリング

本市は、運営事業者より提出される書類等を元に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。運営事業者は、本市の実施するモニタリングに対して協力すること。

9 関係官公署の指導等

運営事業者は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更する場合は、変更前に本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(基発 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日)(以下、「対策要綱」という。)に基づき設置されるダイオキシン類対策委員会においてダイオキシン類へのばく露防止推進計画の策定を行うこと。また、運営事業者は、ダイオキシン類の対策責任者を配置し、その職務を行うこと。なお、配置されるダイオキシン類の対策責任者は対策要綱に基づき選任されるものとする。
- (6) 運営事業者は、対策要綱に基づき、従事者へダイオキシン類へのばく露防止推進計画を踏まえたダイオキシン類ばく露防止対策を実施すること。
- (7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。改善した安全作業マニュアルについては、本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本市に報告すること。
- (11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11 緊急時対応

- (1) 運営事業者は、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の本業務の中断をもたらす可能性があるあらゆる事象について本業務の目標復旧時間、目標復旧レベルを実現するために実施する計画・対策、あるいはその選択肢、対応体制、対応手順等を定めた BCP(事業継続計画)を作成し、本市の承諾を得ること。また、当該計画に従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は作成した当該計画について必要に応じて随時改善すること。改善した計画については、本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、従業者の安全確保を最優先するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、緊急時において、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。

- (3) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に本施設を復旧し、運転管理を継続すること。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。改善した緊急対応マニュアルについては、本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、変更前に本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (5) 運営事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等(防火・防災訓練、避難訓練を含む)を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (6) 緊急時に対応した場合、運営事業者は直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

12 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設への来場者、従業者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に AED を複数設置すること。設置位置は、本施設内の来場者及び従業者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置とすること。また、管理棟には必ず設置すること。なお、設置した AED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

13 災害発生時の協力

震災、鳥インフルエンザ、その他不測の事態により、災害廃棄物や搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、本市が本施設での受入及び処理を実施しようとする場合(他自治体の廃棄物を本市が本施設での受入及び処理を実施しようとする場合を含む)、運営事業者はその処理処分に対処すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

14 地元雇用・地域貢献

運営事業者は、本業務に関して本市での雇用促進、物品・資材の調達及び補修工事等の発注などに努め、地域の活性化に貢献すること。

運営事業者は、事業実施場所周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

15 個人情報の保護

運営事業者は、個人情報の適正な取扱いの確保について個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等を遵守すること。

16 保険

運営事業者は、本業務期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。なお、本市は本施設の災害等による損害を担保する目的で、建築総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)に加入する予定である。

(1) 第三者損害賠償保険

付保対象:	本業務に伴い第三者に与えた損害(自動車事故による不法行為に起因する損害を含む。)について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
付保期間:	業務期間
保険金額:	【提案による】
その他:	本市を追加被保険者とする保険契約とすること

17 業務実施計画書及び業務計画書の作成

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に本市に提出し、本市の承諾を得ること。また、本業務期間中に、必要に応じて随時改善を行い、改善内容について本市の承諾を得ること。
- (2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、本市への各種報告様式等を含むこと(表 1 参照)とし、その内容については、本市との協議により決定すること。
- (3) 運営事業者は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を本市に提出し、当該年度の業務が開始する前に、本市の承諾を得ること。
- (4) 業務実施計画書とは別途、経営の透明性を確保するため、毎事業年度の 2 月末日までに、翌事業年度の経営計画書(損益計算書及びキャッシュフロー計算書)を作成のうえ、本市に提出し、当該年度の業務を開始する前に、本市の承諾を得ること。

表 1 業務実施計画書の構成(参考)

受付業務実施計画書	
運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式	等を含む
維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画	等を含む
環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画	等を含む
物品・用役調達業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画	等を含む
運搬業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・運搬計画	等を含む
資源化業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・各種報告書提出要領	等を含む
余熱利用業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・余熱供給計画	等を含む
啓発業務実施計画書	
情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領	等を含む
その他関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・住民対応要領・体制	等を含む

第4節 管理運営条件

1 本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

- (1) 浜松市西部清掃工場更新事業 管理運営委託契約書
- (2) 浜松市西部清掃工場更新事業 運搬に係る三者契約
- (3) 浜松市西部清掃工場更新事業 資源化に係る三者契約
- (4) 浜松市西部清掃工場更新事業 本書
- (5) 浜松市西部清掃工場更新事業 要求水準書(設計建設業務編)
- (6) 浜松市西部清掃工場更新事業 提案書
- (7) その他本市の指示するもの

2 提案書の変更

運営事業者が、提出した本業務に関する提案書の内容は原則的に変更できない。ただし、本市の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本書及び提案書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において直ちに満足させるように対応すること。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営することを妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、必要と認められるものについては、運営事業者の責任において対応すること。

(2) 要求水準書における(参考)取扱い

本書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本業務を行うために必要と認められるものについては、運営事業者の責任において対応すること。

4 契約金額の変更

上記 2、3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、本市の承諾を得たうえで、本施設を本市に引き渡すこと。

(1) 本施設の性能に関する条件

- 1) 本施設の基本性能が確保されており、本市が本書に記載のある業務を、事業期間終了後も10年以上継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。
- 2) 建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化(経年変化によるものを含む。)は除く。

- 3) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能(容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの。)を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化(経年変化によるものを含む。)については除く。
- 4) 運営事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。
 - ① 運営事業者は、要求水準書(設計建設業務編)「第1章 第7節 3引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。なお、提案書において要求水準書を上回る内容及び追加した性能に係る内容がある場合は、併せて確認すること。
 - ② 運営事業者は、全ての設備(プラント機械設備、土木・建築設備について以下の確認を行うこと。
 - a) 内外の外観等の検査(主として目視、打診、レベル測定による検査)
 - ・ 安定稼働に支障のある汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
 - ・ 浸水、漏水等がないこと。
 - ・ その他、異常がないこと。
 - b) 内外の機能及び性能上の検査(作動状態の検査を含む。)
 - ・ 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - ・ 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - ・ 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
 - ・ その他、異常がないこと。
- 5) 運営事業者は、引渡時に支障のない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を本市の立会のもとに実施すること。当該検査の結果、本施設が事業期間終了後、業務を継続して実施することに支障がある場合は自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。

(2) 管理運営業務の引継ぎに関する条件

- 1) 本市が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、本市へ業務の引継ぎを行うこと。
- 2) 引継ぎ項目は、本施設の取扱説明書(本業務期間中の修正・更新内容も含む。)、本書及び管理運営委託契約書に基づき運営事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。
- 3) 運営事業者は、本市が指定する、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ運営事業者が作成し、本市の承諾を得ること。
- 4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、運営事業者は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。
- 5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。

(3) その他

- 1) 水槽等に残留する廃棄物・排水等は原則処理すること。
- 2) 本事業終了後に、本施設の設計建設業務を請け負った事業者より、本市または本市が指定する業務期間終了後の施設の管理運営業務に従事する者へ、本施設に関する特定部品が供給されること。

- 3) 本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、本市と運営事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務 15 年目に開始する。

第2章 管理運営体制

1 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。
- (2) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告し、本市の承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は、変更前に本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業員に対して、必要な研修を実施すること。

2 有資格者の配置運営

- (1) 運営事業者は、本業務を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。
- (2) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 21 条第 1 項に基づく技術管理者を配置すること。また、運営開始後 2 年間以上において、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式は、入札参加者が本事業で提案する方式と同一方式とする)の総括責任者としての経験を有する同一の技術者を、本事業の技術管理者として専任で配置すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法(昭和 37 年法律第 170 号)第 43 条第 1 項及び主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(令和 4 年 11 月 30 日改正)に基づき選任されるものとする。運営事業者は、本施設の自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、電気事業法第 39 条第1項の義務を果たす責任を有するものとする。また、電気主任技術者は、本施設及び本施設から配電する「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 ToBiO」(以下、「水泳場」という。)における電気事業法上の主任技術者に選任される。なお、必要となる費用は事業者の負担とする。

3 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制(緊急時対応については、第 1 章 第 3 節 11 (4)による)を整備し、本市の承諾を得ること。連絡体制の構築にあたっては、本市が常時事業の状況を把握・確認できるように配慮すること。

なお、体制を変更する場合は、変更前に本市に報告し、本市の承諾を得ること。

第3章 受付業務

運営事業者は、本書、関係法令、提案等を遵守し、適切な受付業務を行うこと。

1 受付管理

- (1) 運営事業者は、計量設備において、搬入車両及び搬出車両に対して、計量手続き(確認・記録を含む)を行うこと。なお、自己搬入者については、電話及びオンライン受付等への対応も実施すること。
- (2) 運営事業者は、IC カードの追加、計量データ品目の変更追加や記録様式の変更等、本市の求めに応じて行うこと。なお、計量システムの補修等は本市にて実施する。
- (3) 運営事業者は、計量設備で受け付ける廃棄物について、本市が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入基準を満たしていないもの(以下、「搬入禁止物」という。)を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ、本市が定める対処方針に従い受付可否の対応を行うこと。また、搬入基準等の説明を行うこと。なお、本市は、本市が定める搬入基準及び搬入禁止物に関する対処方針に変更がある場合、事前に運営事業者へ報告するものとする。
- (4) 運営事業者は、本施設で料金徴収が発生する場合、本市が定める料金を、本市が定める方法で、本市に代わり徴収するとともに、記録すること。この記録は、年月日時分、搬入者、ごみ種別、積載重量、車両形式、車両番号、徴収料金、その他必要なものとし、月 1 回、業務報告書に記載し報告すること。なお、徴収した料金は、本市の定める方法によって本市へ引き渡すこと。
- (5) 本市は、ごみ処理手数料の滞納者に対し搬入制限を行うことがあるため、運営事業者は協力すること。
- (6) 搬入車両渋滞状況をホームページ等で、リアルタイムで配信すること。
- (7) 本市の方針に従い、感染症対策を行うこと。

2 案内・指示

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) 運営事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地外に渋滞することのないよう、敷地内外の交通整理を行うこと。

3 受付時間

- (1) 運営事業者は、表 2 に示す受付時間において、計量設備において受付管理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、表 2 に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両や、本市が指示する日及び時間の受付管理を行うこと。

表 2 受入日時

搬入の種類	受付時間	備考
収集運搬	8:30～17:00 (原則として土・日除く)	
自己搬入 (家庭系・事業系)	8:30～17:00 (原則として日除く)	前日又は当日に 電話連絡等必要
事業系一般廃棄物の搬入 (許可業者)	6:30～17:00 (年末年始の受入日時は本市と協議)	

表 3 計量方法及び計量回数

搬入の種類	計量方法	計量回数
収集運搬	計量棟にて入場時、退場時に計量する。 IC カードを使用し、窓口での受付手続きを不要とする。	2 回
自己搬入 (家庭系・事業系)	計量棟にて入場時、退場時に計量する。 計量棟の窓口で受付手続きを行う。	2 回
事業系一般廃棄物の搬入 (許可業者)	計量棟にて入場時、退場時に計量する。 許可業者は IC カードを使用し、窓口での受付手続きを不要とする。	2 回
薬剤等供給車両	計量棟での計量は実施しない。	なし
搬出車両	計量棟にて入場時、退場時に計量する。	2 回

第4章 運転管理業務

運営事業者は、本書、関係法令、公害防止基準等を遵守し、本施設を適切に運転すること。また、本施設の基本性能(第1章第2節6参照)を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、運転管理業務を実施すること。

第1節 運転条件

1 処理対象物

要求水準書(設計建設業務編)「第2章第4節 計画主要項目」を参照のこと。

2 処理能力

要求水準書(設計建設業務編)「第2章第4節 計画主要項目」に示す計画ごみ量の処理を可能とすること。

3 公害防止基準

要求水準書(設計建設業務編)「第2章第4節 8 公害防止基準」を参照のこと。

運営事業者は、本施設について、公害防止基準を確実に遵守するための運転管理上の運転管理値を設定すること。

4 用役条件

要求水準書(設計建設業務編)「第1章第2節 6 立地条件」を参照のこと。

5 年間運転日数

各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。

要求水準書(設計建設業務編)「第2章第4節 計画主要項目」に示された計画ごみ質に対し、1炉あたり90日以上連続した安定運転を可能とすること。

要求水準書(設計建設業務編)「第2章第4節 計画主要項目」に示された計画ごみ質に対し、1炉あたり年間280日以上処理を可能とすること。

6 運転時間

24時間/日とする。

7 重機類・車両等の仕様

(1) 運営事業者は、本施設に係る本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。

(2) 運営事業者は、重機類・車両等の選定にあたっては、環境配慮型を選定すること。

第2節 稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力

運営事業者は、建設事業者が、要求水準書(設計建設業務編)「第1章 第7節 4 稼働後の長期安定稼働試験」及び「第1章 第7節 5 確認性能試験」に基づき実施する試験に関して、建設事業者と協議のうえ、必要な協力を行うこと。

第3節 搬入廃棄物の性状分析

運営事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙 1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。

第4節 搬入管理

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を案内・指示すること。
- (2) 運営事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ本市が定める対処方針に従い、搬入可否の対応(搬入基準等の説明)を行うこと。なお、本市は、本市が定める搬入基準及び搬入禁止物に関する対処方針に変更がある場合、事前に運営事業者へ報告するものとする。
- (3) 運営事業者は、搬入禁止物を発見した場合、一時保管後本市が定める対処方針に従い、対処すること。
- (4) 運営事業者は、自己搬入者の荷下ろし時に適切な補助及び指示説明を行うこと。
- (5) 運営事業者は、月 1 回以上プラットホーム内での搬入検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。検査の実施に当たっては、本市の立会について確認すること。また、本市が搬入検査を実施する場合は、協力すること。
- (6) 運営事業者は、本施設への委託収集、許可収集の車両による本施設外での廃棄物等の飛散を防止するために、必要に応じて適切な指示をすること。

第5節 適正運転

- (1) 運営事業者は、搬入された廃棄物について、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に本施設の運転を行うこと。また、自らが行う検査によって、適切な運転であることを確認すること。本業務開始後に法令等により搬入基準が変更となり、処理対象廃棄物の項目が細分化又は統合した場合でも本業務開始時による体制で関係法令、公害防止基準、基本性能等を遵守できる場合は、適切な運転を行い対応すること。
- (2) 運営事業者は、公害防止基準値を超過したことが判明した場合、直ちに本市に報告し本市の指示に従うこと。
- (3) 運営事業者は、本施設からの副生成物が関係法令、要求水準書(設計建設業務編)「第2章 第4節 10 処理生成物基準」等を満たすように適切に運転すること。
- (4) 運営事業者は、本施設からの副生成物が上記の関係法令、基準等を満たさない場合、当該廃棄物を上記の関係法令、基準等を満たすよう必要な処置を行うこと。なお、当該費用は運営事業者の負担とする。
- (5) ごみ焼却廃熱を有効に利用した発電を積極的に行い、循環型社会形成推進交付金制度のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(最新版)に基づき、エネルギー回収率 22.0%以

上を満足するよう運転を行うこと。また、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(最新版)に定める目安等に適合するよう運転を行うこと。

- (6) 運営事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、発電の最大化及び使用電力の最小化(省エネ)を図ること。
- (7) 運営事業者は、運転管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。

第6節 搬出物の保管及び積み込み

運営事業者は、本施設からの副生成物を適正処分に支障のないように、適切に保管すること。また、搬出の際の積み込み作業を行うこと。

第7節 搬出物の性状分析

- (1) 運営事業者は、本施設からの副生成物の量について計量し管理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設からの副生成物の性状について、定期的に、分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙 1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。

第8節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 全設備の停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わないこと。
- (4) 定期点検、定期補修等は、1 系列ずつ実施し、施設として常時運転できる状態を確保できるよう努めること。また、電気設備、余熱利用設備などの共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等については、安全な作業が確保できることを前提に、本施設的全炉休止期間の短縮化に努めること。
- (5) 運営事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (6) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、本市の承諾を得たうえで、計画を実施すること。
- (7) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本市と協議のうえ、計画を変更し、本市の承諾を得ること。

第9節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、本施設の運転操作に関する操作方法や公害防止基準値を確実に遵守するため、運転管理値に基づいた運用方法を記載した運転管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、変更前に本市の承諾を得ること。

第5章 維持管理業務

運営事業者は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能(第1章 第2節 6 参照)を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、予防保全を原則とし、維持管理業務を実施すること。

なお、本施設は「第1章 第2節 3 対象施設」に示すとおりであり、プラント機械・電気設備のみならず、土木・建築及び建築設備、建築電気設備、建築機械設備、外構(アスファルト舗装(沈下管理含む)及び白線等)、植栽等も含まれていることに留意すること。また、塩害等による劣化への対応を十分考慮すること。

また、特に来場者等第三者が立ち入る箇所については、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等に配慮すること。

第1節 点検・検査

1 点検・検査計画の作成

- (1) 運営事業者は、運転に極力影響を与えず点検及び検査を効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。
- (2) 運営事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容(機器の項目、頻度等)を記載した点検・検査計画書(毎年度のもの、本業務期間を通じたもの)を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、全ての点検・検査については、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

2 点検・検査の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査計画に基づき、点検・検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、点検等で異常が認められた場合や事故が発生した場合等、臨時の点検・検査を実施すること。また、異常発生箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時の点検・検査を実施すること。
- (3) 運営事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、関係法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。
- (4) 運営事業者は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し本市に提出すること。

第2節 補修

1 補修計画の作成

- (1) 運営事業者は、本業務期間を通じた補修・整備計画を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。更新した補修計画について、本市の承諾を得ること。なお、年度内に変更がある場合には、変更前に変更理由を本市に説明し、承諾を得ること。

- (3) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本市に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、本業務期間にわたり、本施設の基本性能(第 1 章 第 2 節 6 参照)を満足するために必要となる全てである。

2 補修の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 運営事業者は、補修に際して、主要な機器の詳細補修計画書を本市に提出し、承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、機器別の補修に関する補修結果報告書(月毎)を作成し、本市に報告すること。
- (4) 運営事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、本市との協議による年数保管すること。
- (5) 運営事業者が行うべき補修の範囲は「表 4 補修の範囲(参考)」のとおりである。

表 4 補修の範囲(参考)

作業区分		概要	作業内容(例)
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	・部分的な分解点検・検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に修理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事後保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第3節 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、本施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 5 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号)に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- (3) 運営事業者は、精密機能検査の結果を本市に報告するとともに、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第4節 機器等の更新

- (1) 運営事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、管理運営期間前に本市に提出すること。作成した更新計画について、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運営状況を踏まえ、随時更新計画を改定するものとし、改定内容について本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、更新計画の対象となる本施設の機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久度・消耗状況により、運営事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)(最新版)等に基づき、本施設の建設事業者が作成する施設保全計画を踏まえ、長寿命化総合計画の作成支援を行うこと。
- (2) 運営事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、本市が長寿命化総合計画を更新するときは支援すること。
- (3) 運営事業者は、作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

第6節 改良保全

- (1) 運営事業者は、本施設の改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を本市に提案すること。また、本市が改良保全を計画する場合は、その検討に協力すること。
- (2) 改良保全の実施に関しては、財産処分を含め、本市において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

第6章 環境管理業務

運営事業者は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能(第1章 第2節 6参照)を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように環境管理業務を行うこと。

第1節 環境保全

1 環境保全基準

- (1) 運営事業者は、公害防止基準、環境保全関係法令、生活環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、本業務にあたり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本市と協議し、本市の承諾を得ること。

2 環境保全計画

- (1) 運営事業者は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、「別紙 1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。
- (4) 運営事業者は、本業務に関わる組織活動について自主的に環境マネジメントシステムを整備し環境活動を実施すること。

第2節 作業環境

1 作業環境保全基準

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、本業務にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 運営事業者は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本市と協議し、本市の承諾を得ること。

2 作業環境保全計画

- (1) 運営事業者は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、「別紙 1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) 運営事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。

第7章 物品・用役調達業務

運営事業者は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能(第1章 第2節 6参照)を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、物品・用役調達業務を実施すること。

第1節 物品・用役の調達・管理

- (1) 運営事業者は、本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本市に提出すること。その際、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策に配慮すること。なお、管理棟のうち本市事務室における事務用品等の消耗品は本市が負担するが、それ以外の各居室の備品・什器・物品については調達計画に含むこと。
- (2) 運営事業者は、緊急避難場所(災害から一時的に身の安全を確保するために避難する場所であり、備蓄物資の提供は行わない。)としての機能を維持すること。また、給水、薬剤、燃料等の補給、または副生成物等の搬出ができなくても、1週間程度の運転が継続できるよう、物品・用役を備蓄しておくこと。
- (3) 運営事業者は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し本市に報告すること。
- (4) 運営事業者は、調達した備品・什器・物品・用役について、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

第8章 運搬業務

運搬企業又は運営事業者(運営事業者自ら運搬業務を実施する場合、以下同様)は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、運搬業務を実施すること。

第1節 運搬業務の条件

- (1) 運搬企業又は運営事業者は、関係法令を遵守し、資源化先へ適切に運搬すること。なお、運搬においては、一般車両等の安全な車両通行に十分配慮するものとし、本施設の運転への影響、周辺環境への影響が最小限となるよう努めること。
- (2) 運搬企業又は運営事業者は、本市と協議のうえ、運搬計画書(運搬ルート含む)を作成し、本市に提出すること。
- (3) 本市は、運営期間を通じ、安定した副生成物の供給及び引き取りを実現するため運営事業者及び運搬企業と三者契約等を締結する。

第9章 資源化業務

資源化企業又は運営事業者は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能(第1章 第2節 6 参照)を十分に発揮し、経済性、地域性に配慮し、適切な資源化業務を行うこと。

第1節 資源化業務の条件

- (1) 資源化企業又は運営事業者は、本施設から発生する副生成物について全量の資源化を行うこと。
- (2) 運営事業者は、年度別の年間運転計画に基づき資源物別の資源化先について年度毎に本市に報告すること。
- (3) 資源化企業又は運営事業者は、資源化先との資源物の取引事務に必要な手続き等を行うこと。
- (4) 資源化企業又は運営事業者は、資源化不適物が発生した場合は、適切に処理すること。
- (5) 資源化企業又は運営事業者は、資源化施設の運営に関して、本市が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。
- (6) 資源化企業又は運営事業者は、点検・補修等による資源化施設の運転停止期間が、本施設の運転管理に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (7) 資源化企業又は運営事業者は、異常事態等が発生した場合は、適切な処置を施すとともに、本市に速やかに報告すること。
- (8) 販売に関する宣伝・広告等は、本市と協議のうえ、全て運営事業者の責任・負担において行うこと。

第10章 余熱利用業務

運営事業者は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能(第1章第2節6参照)を十分に発揮し、適切な余熱利用業務を行うこと。

第1節 売電の事務手続き及び発電条件

- (1) 運営事業者は、売電に関して本市が行う事務手続きの支援を行うこと。なお、運営事業者は売電収入の向上に最大限努めるものとする。
- (2) 運営事業者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、本市が指定する制度を活用するために必要となる手続き・報告の支援を行うこと。また、運営事業者は、売電に関するデータを本市との協議による年数保管すること。
- (3) 運営事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化(省エネ)を図ること。

第2節 隣接する水泳場への余熱供給

- (1) 余熱供給条件
 - 1) 供給熱量 { }GJ/h(最大7,858kg/h)
 - 2) 供給温度 200~330℃
 - 3) 供給圧力 740~800kPa
 - 4) 水質 pH 9.4~10.5
 - 5) 停止期間 毎年2月頃(連続16日以下)
- (2) 運営事業者は、隣接する水泳場に電気及び蒸気を供給すること。なお、その安定供給に対しては、運営事業者の責任により行うものとする。また、将来、水泳場以外の場外施設に蒸気を供給することとなった場合は、別途協議を行う。
- (3) 電気及び蒸気供給については、年間及び月間の供給計画を作成すること。供給の結果については、本市に報告すること。
- (4) 水泳場は余熱及び電力について本施設からの供給を受けるため、本施設と水泳場は施設運営に関して緊密に情報交換を行う必要がある。本施設の総括責任者は、水泳場の運営維持管理責任者と連絡を密にし、運営についての情報交換を必要に応じ随時行うこと。

第11章 啓発業務

運営事業者は、本書、関係法令等を遵守し、適切な啓発業務を行うこと。

第1節 啓発の条件

- (1) 運営事業者は、本施設の啓発業務の計画・実施にあたり、本市の目指す方針である「より多くの市民が環境活動を実践している」を達成するために、より多くの市民が環境活動に関心をもち、現状や取り組むべき内容を知り、実際に行動することができるようにすること。

表 5 実施方針

対象とする きっかけ	方向性	
関心をもつ きっかけ	(対象者:関心が低い市民) ・ソーシャルメディアを活用した情報の拡散 ・環境・廃棄物に限らないイベントの開催	・本市では数多くの公式ソーシャルメディアを運用し、市民への情報発信を行っている。本施設についても、公式ソーシャルメディアを整備し、ごみ処理に関する情報発信に加え、環境活動への取り組み内容の紹介、イベントに関する情報の発信等を行う。 ・市内 NGO/NPO によるイベント、地域住民によるイベント等、環境問題・廃棄物問題に限らないイベントを開催する。
知る きっかけ	(対象者:学校教育関連) ・学校教育と連携したプログラムの実施	・定期的な工場見学だけでなく、環境活動に係るイベント等を実施する。
	(対象者:本施設への来訪者) ・体感・体験を重視したプログラムの実施・設備の設置	・展示等の鑑賞型の機能だけでなく、見学者が環境問題の現状や取り組み内容、ごみ処理の仕組み等を体感・体験できるプログラムや設備を整備する。
	(対象者:遠隔者(本施設への来訪が困難な市民)) ・遠隔への環境啓発の充実	・本施設への来訪が困難な状況であっても、環境問題の現状や取り組み内容、ごみ処理の仕組み等を理解できるホームページ等のシステムを整備する。
行動する きっかけ	(対象者:学校教育関連) ・定期的な環境活動の実践状況の確認	・工場見学やイベントに参加した生徒等に対して、環境活動への取り組み状況をアンケート等で確認する。
	(対象者:本施設への来訪者) ・環境活動の実践の場の提供	・市内 NGO/NPO 等の環境活動団体の活動内容を紹介するとともに、具体的な参加方法を提供する。

第2節 啓発業務の計画・実施

- (1) 運営事業者は、本業務期間中、毎年度、啓発業務計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 啓発業務計画の作成に際しては、啓発施設の利用・見学時間等を考慮するとともに、啓発管理の条件を踏まえ作成すること。
- (3) 毎年度の啓発業務計画の作成においては、前年度の利用状況等を踏まえ、見直すこと。また、社会情勢に応じて啓発内容の更新を実施すること。
- (4) 来場者へのアンケート等により、施設機能の課題・改善点の把握が可能な仕組みを構築し、来場者からのフィードバックに基づく機能更新等が検討可能な仕組みを構築すること。
- (5) 運営事業者は、啓発業務に必要となる調度品(展示用陳列ケース、研修室・会議室等の机や椅子等)を計画・リスト化すること。
- (6) 運営事業者は、毎年度の啓発業務計画に基づき、啓発業務を実施すること。
- (7) 運営事業者は、要求水準書(設計建設業務編)「第3章 第16節 7 (4)説明用パンフレット」に示す説明用パンフレット(一般向け(外国語版含む)、子ども向け、視覚障がい者用)の内容を含む

む住民向けに配布する啓発冊子を本市と調整のうえ作成すること。なお、電子データを本市に引き渡すこと。

- (8) 住民向けに配布する啓発冊子の権利関係は、要求水準書(設計建設業務編)「第1章 第10節 4 実施設計図書の提出」の扱いに準じる。

第3節 見学者対応

- (1) 運営事業者は、見学者の受付を行うとともに、見学者へ本施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明、その他の対応を行うこと。見学者の受付時間は午前9時から午後4時までを基本とする(受付時間の延長に対する提案は妨げない)。なお、官公庁からの視察者等の対応は、本市も協力するため連絡を密にすること。
- (2) 運営事業者は、見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。

第12章 情報管理業務

運営事業者は、本書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

第1節 運転管理記録報告

- (1) 運営事業者は、運転計画(第4章第8節参照)に基づき、本施設への種別搬入量・搬出量、運転データ(処理量・搬出量、稼働時間、発電量、排ガス濃度、温度、圧力、余熱供給量等)、用役データ(電気、燃料、薬品、上水等)の内容を記載した運転日誌、日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理に関する報告書記載事項に関し、本市が求めた場合は随時報告を行うこと。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第2節 点検・検査報告

- (1) 運営事業者は、点検・検査計画(第5章第1節1参照)に基づき実施した点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書、精密機能検査計画(第5章第3節参照)に基づき実施した精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第3節 補修・更新報告

- (1) 運営事業者は、補修計画(第5章第2節1参照)に基づき実施した補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画(第5章第4節参照)に基づき実施した更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第4節 環境保全報告

- (1) 運営事業者は、環境保全計画(第6章第1節2参照)に基づき測定した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第5節 作業環境保全報告

- (1) 運営事業者は、作業環境保全計画(第6章第2節2参照)に基づき測定した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第6節 調達結果報告

- (1) 運営事業者は、調達計画(第7章 第1節 参照)に基づき実施した調達結果を記載した調達報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第7節 運搬報告

- (1) 運営事業者は、運搬業務(第8章 参照)に基づき実施した運搬結果を記載した運搬結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第8節 資源化報告

- (1) 運営事業者は、資源化業務(第9章 参照)及び資源物の回収集積及び売却(第13章 第6節 参照)に基づき実施した資源化結果を記載した資源化結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第9節 余熱供給報告

- (1) 運営事業者は、余熱供給計画(第10章 第2節 (2)参照)に基づき実施した余熱供給結果を記載した余熱供給結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第10節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、本市の承諾を得ること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本市と協議のうえ、決定すること。

第11節 啓発報告

- (1) 運営事業者は、啓発業務計画(第11章 第2節 参照)に基づき実施した啓発実績を記載した啓発結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。

第12節 本施設の管理運営の記録に関する報告

- (1) 運営事業者は、本施設の管理運営状況に関する情報について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 6 項に基づき、本市が公表できるように、公表用ホームページを作成するとともに必要な情報を本市に提出すること。
- (2) 提出内容及び頻度については、本市の指示に従うこと。

第13節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、本市が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、本市に提出すること。
- (2) 運営事業者は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目(電子データの種類・引渡方法を含む。)については、本市と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、管理記録に関するデータを、本市との協議による年数分保管すること。

第14節 財務状況報告

運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書及びキャッシュフロー計算書について、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、監査報告書とともに毎事業年度終了後 3 か月以内に本市に提出すること。

第13章 関連業務

運営事業者は、本書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第1節 清掃

- (1) 運営事業者は、本施設の清掃計画を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
- (2) 運営事業者は、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

第2節 植栽管理

- (1) 運営事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、植栽管理計画に基づき、本施設内の植栽を適切に管理すること。

第3節 防火管理・防災管理

- (1) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (2) 運営事業者は、特にごみピット等について、入念な防火管理を行うこと。

第4節 警備・防犯

- (1) 運営事業者は、本施設の警備のため定期的な巡回を実施し、特に第三者の安全を確保すること。
- (2) 運営事業者は、本市から貸与される鍵について、保持状況等を記録するなど適切に管理すること。

第5節 住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な管理運営を行い、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 運営事業者は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合にも、適切に対処すること。
- (3) 本市が開催する地元への説明会等については支援を行うこと。

第6節 資源物の回收集積及び売却

- (1) 運営事業者は、資源化物回收集積コーナーを適切に運用し、回収物を売却すること。ただし、回収品目及び売却品目は本市と協議すること。なお、売却量を市に報告すること。
- (2) 使用済みインクカートリッジについては、運営事業者が回収箱の取り寄せ及び返送を行うこと。

別紙 1 測定項目及び頻度

項目	測定項目	頻度
ごみ質	単位容積重量、三成分、低位発熱量（実測値・計算値）、元素分析、種類組成	1回/月以上
排ガス	ばいじん 硫黄酸化物 塩化水素 窒素酸化物 水銀 一酸化炭素	1回/月以上 （各炉）
	ダイオキシン類	4回/年以上（各炉）
騒音・振動・悪臭	騒音	2回/年（4箇所）以上
	振動	2回/年（4箇所）以上
	悪臭（規制規準：施設境界基準、排水基準、排出口基準）	2回/年以上 敷地境界基準は4箇所以上
排水	下水道法の有害物質	1回/月以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
主灰	熱灼減量	1回/月以上（各炉）
	ダイオキシン類	1回/年以上
主灰・飛灰・飛灰処理物	アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 セレン又はその化合物 1,4-ジオキサン	1回/月以上（各炉）
	ダイオキシン類	1回/年以上
作業環境	ダイオキシン類	2回/年以上
	<居室> 浮遊粉じん CO CO ₂ 気温 相対湿度 気流 ホルムアルデヒド	2回/年以上
周辺環境	周辺環境モニタリング調査一式	1回/年以上